

茅ヶ崎市立保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 1 5 号

茅ヶ崎市立保育園条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市立保育園条例（昭和 4 1 年茅ヶ崎市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「及び特別保育（同条第 3 項に規定する特別保育）」を「並びに時間外保育（同項に規定する時間外保育をいう。）、一時預かり保育（同条第 2 項に規定する一時預かり保育をいう。）及び病後児保育（同条第 4 項に規定する病後児保育）」に改める。

第 1 2 条の見出しを「（時間外保育等）」に改め、同条第 1 項中「市立保育園（茅ヶ崎市立浜見平保育園（次項において「浜見平保育園」という。）及び中海岸保育園を除く。）は、入園児童に対して通常の保育時間において行う保育（以下「通常保育」という。）」を「市立保育園においては、通常保育（入園児童に対して通常の保育時間において行う保育をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 2 項中「浜見平保育園は、通常保育のほか、時間外保育及び」を「茅ヶ崎市立浜見平保育園においては、前項に定めるもののほか、」に、「家庭において保育を受けることが一時的に困難となった」を「次条第 3 項に規定する」に改め、同条第 4 項中「特別保育」を「時間外保育、休日等保育、一時預かり保育、病後児保育及び乳児等通園支援（以下「時間外保育等」という。）」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「は、通常保育のほか、時間外保育」を「においては、第 1 項に定めるもののほか」に、「保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった」を「次条第 4 項に規定する」に改め、「（以下「特別保育」という。）」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 茅ヶ崎市立鶴が台保育園においては、第 1 項に定めるもののほか、休日等保育（次条第 2 項に規定する児童に対して休日等において行う保育をいう。以下同じ。）及び乳児等通園支援（子ども・子育て支援法第 7 条第 1 1 項に規定する乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行うものとする。

第 1 3 条の見出し中「特別保育」を「時間外保育等」に改め、同条第 3 項第 1 号イ中「（児童福祉法第 3 9 条第 1 項に規定する保育所をいう。）」、「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。）」及び「（児童福祉法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。）」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 休日等保育を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、市内の保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。第4項第1号において同じ。）若しくは認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。第4項第1号において同じ。）に入所し、又は市内の家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。第4項第1号において同じ。）を行う事業所において保育を受けていること。

(2) 生後6か月から小学校就学の始期に達するまでの児童であること。

(3) 保護者の就労形態その他やむを得ない事情により休日等保育が必要と認められること。

第13条に次の1項を加える。

5 乳児等通園支援を利用することができる者は、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児及びその保護者とする。

第14条の見出し中「特別保育」を「時間外保育等」に改め、同条中「特別保育」を「時間外保育等」に、「児童」を「者」に改め、「保護者」の次に「（前条第5項に規定する保護者が乳児等通園支援を利用しようとするときは、当該者）」を加える。

第16条の見出しを「（時間外保育料等）」に改め、同条第1項中「特別保育の」を「時間外保育等の」に、「以下「特別保育料」を「次項において「時間外保育料等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「特別保育料」を「時間外保育料等」に、「特別保育の」を「時間外保育等の」に改め、同項第1号イ中「特別保育料」を「時間外保育の利用に係る料金」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 休日等保育 1日につき3,500円

第16条第2項に次の1号を加える。

(5) 乳児等通園支援 1月につき、次に掲げる額の合計額

ア 子ども・子育て支援法第30条の20第3項の基準により算定した1時間当たりの費用の額（その額が現に乳児等通園支援に要した1時間当たりの費用の額を超えるときは、当該額）に当該月に乳児又は幼児について乳児等通園支援を利用した時間を乗じた額

イ 利用1時間当たりの額として規則で定める額に当該月に乳児又は幼児について乳

児等通園支援を利用した時間を乗じた額

第16条第3項中「特別保育料」を「時間外保育、一時預かり保育及び病後児保育の利用に係る料金」に改める。

第17条の見出し中「特別保育料」を「時間外保育料」に改め、同条中「前条第2項第1号の規定による特別保育料」を「時間外保育の利用に係る料金」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。